

よくあるご質問

Q1 交付金を算定する世帯数は、いつ時点の世帯数ですか？

A1 事業を行う年度の4月1日時点の加入世帯数です。

Q2 役員の報酬に交付金を使いたい

A2 地域のコミュニティ活動を活性化するための主体的な活動や取り組みを支援するための交付金ですので、交付金から役員の報酬や賃金を支払うことはできません。

Q3 町内会館の経費に交付金を使いたいのですが？

A3 既存施設の維持管理費には使えません。

Q4 イベント業者に委託してイベントを行いたいのですが？

A4 イベントなどの事業は、できるかぎり地域で行い、やむを得ない場合や音響や照明などの専門的分野のみ委託するようにしてください。但し、事業の全部を委託するような支出はできません。

Q5 土地（建物）の購入に交付金を使いたいのですが？

A5 土地や建物の購入は、財産形成となり、その後の管理の問題等も発生することから対象としません。

Q6 マスクや毛布などの防災用の資機材の購入に交付金を使いたいのですが？

A6 地域防災活動を行うために必要な資機材の購入は、防災活動支援補助金（担当 防災対策室）の対象となっているので対象外となります。同じ品物でも用途によって対象になる場合とならない場合があります。

例：研修会用の体温計と消毒液 ○、防災用の体温計と消毒液 ×

Q7 交付される額の計算方法がよく分からない

A7 次ページに交付金計算フォームを掲載していますので参考にしてください。

Q8 数年に一度、各交付団体へ会計検査を実施するとのことですが、どのような方法で検査しますか？

A8 書類による検査を実施いたします。そのため、領収書等の拳証書類の保管をお願いいたします。なお、保存期間は最低5年間保存されますようお願いいたします。

Q9 交付金の対象とならない経費の内、他の団体への補助とはどのような団体ですか？

A9 他の団体とは、交付金を受領された地区協及び単一町会以外の団体です。そのため、

地区協に所属している町会も含まれます。

Q10 地区協に所属する町会に対し交付金を補助したいのですが、どのような場合交付対象となりますか？

A10 交付対象か否かについては、次のとおりです。

【交付対象となる例】

・地区協、単一町会が中心となり事業（公園、花壇の美化活動や地域交流イベント）を考え、その事業を実現するために町会へ補助している場合

ポイント

町会への交付が「地区協が中心となって考えた事業の実現のため」となっているのか。

【交付対象とならない例】

・交付金を町会に渡し、その使い道を町会が決める場合
・単に町会に対する補助を行う場合（町会に対する会館使用料の補助など）
・特定の町会だけに補助を行う場合（交流事業において特定の町会しか参加できない場合など）

ポイント

「ただお金を渡すだけ」または「地区協に所属する全員が参加できない場合」は、交付金の対象となりません。